

令和8年度三原市立本郷小学校いじめ防止基本方針

1.はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または、身体に重大な危険を生じさせるものである。

これまでに、いじめの問題への対応については学校の最重要課題として様々な取組が行われてきた。しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童の生命や心身に重大な危険を生じる事案が発生している。また、情報化社会が急速に進んでいく中でネット社会を通じた新たないじめ事案が急増してきている。このようにいじめ問題は多様化、深刻化している現状である。

国は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「いじめ防止対策推進法」に基づき、平成25年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」を作成した。

このような現状をふまえ、「いじめは絶対に許されないものである」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という意識を強く持ち、いじめの防止のために本校の実態に応じた基本方針を策定する。

2.国の基本方針について

いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことが出来るよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

基本方針の内容

- いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、地方公共団体や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織

的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

○国の基本方針の実現には、学校・地方公共団体・社会に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の普及啓発や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上などを図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実現状況の継続的な検証の実施が必要である。

3.いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条)

(具体的ないじめの態様)

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

4.いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする

存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

5.いじめ防止についての基本的な方向

(1)いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が重要である。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。また、これらに加え、あわせていじめの問題への取組の重要性について、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人が目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、個別面談等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることが必要である。

(3)いじめへの対処

いじめがあることが認識された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4)地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する必要がある。

(5)関係機関との連携について

いじめの問題への対応については、例えば、学校においていじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等)との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。例えば、教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、学校が関係機関による取組と連携することも重要である。

6.組織の設置について

いじめ防止基本方針を実行に移すため、校内に「いじめ防止委員会」を設置する。

(1)構成員

校長 教頭 教務主任 学年主任 養護教諭 生徒指導担当 必要に応じて追加

(2)相談窓口

教頭 生徒指導担当 教務主任

(3)内容 (学校長の方針のもと生徒指導担当が中心となって推進する)

- ・ 具体的年間計画の作成・実行
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめに関する情報収集・記録・共有、記録の保存・引き継ぎ
- ・ 緊急会議の開催
- ・ いじめの情報共有・事実関係の聴取・指導や支援体制整備・対応方針決定・保護者連携

(4)年間計画

	いじめ防止委員会の取組	児童・保護者・地域等
一学期	<ul style="list-style-type: none"> いじめ等問題行動に対する学校方針の確認 いじめ未然防止への取組内容確認 児童実態の交流 教育相談の取組内容検討 1学期の児童実態交流 1学期の取組の成果と課題 校内研修 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関担当者の把握と連携 P T Aへのいじめ防止委員会の趣旨説明 学級懇談会 教育相談 いじめアンケート 児童生活・学習アンケート 学校評価委員会 個別面談
二学期	<ul style="list-style-type: none"> 2学期取組内容の確認 2学期の児童実態交流 2学期の取組の成果と課題 校内研修 	<ul style="list-style-type: none"> 学級懇談会 いじめアンケート 児童・生活アンケート 学校評価委員会 個別面談
三学期	<ul style="list-style-type: none"> 3学期取組内容の確認 3学期の児童実態交流 年間の取組の成果と課題 次年度の年間計画作成 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート 児童・生活アンケート 個別面談
年間	<ul style="list-style-type: none"> 月に2回の生徒指導委員会での児童実態交流 学年会での児童実態の日常的な交流 必要に応じて緊急にいじめ防止委員会を開催する。 	

7.生徒指導体制、教育相談体制について

(1)生徒指導の目標

- 児童に望ましい生き方を身につけさせる。
- 児童の人格を尊重し個性の伸張を図るとともに個々の特性を生かしつつ、集団生活や社会生活を円滑に進めていけるような資質や能力の向上を図る。
- 児童が自ら判断し、行動し、その結果に責任を持つという自己指導能力を育成する。

(2)重点目標

- 気持ちのよいあいさつをする。
- 廊下を静かに歩く。
- スリッパをそろえる。

(3)年間指導計画

月	生活指導		児童会活動	その他
	校内	校外		
4	<ul style="list-style-type: none"> 「子どもの生活」指導 集会の集まり方の指導 交通安全教室（警察） 	<ul style="list-style-type: none"> 登下校指導 集団下校 	<ul style="list-style-type: none"> 町内児童会 委員会活動 挨拶運動 1年生を迎える会 代表委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 安全点検 生徒指導規程研修

5	・休憩時間の過ごし方指導 ・踏切の渡り方教室 (JR・低学年)	・登校指導	・委員会活動 ・クラブ活動 ・挨拶運動 ・代表委員会	・安全点検 ・いじめアンケート (児童)
6	・室内の過ごし方の指導 ・避難訓練(地震) ・防犯教室 (いじめ 警察署)	・登校指導	・委員会活動 ・クラブ活動 ・挨拶運動 ・代表委員会 ※ 町内児童会	・安全点検
7	・生活アンケート実施 「生活の反省」 ・防犯教室 (万引き 警察署)	・登校指導 ・夏休み前の 生活指導	・委員会活動 ・クラブ活動 ・挨拶運動 ・代表委員会 ○ 町内児童会	・安全点検
8				・安全点検 ・生徒指導研修
9	・「子どもの生活」確認	・登下校指導 ・集団下校	○ 町内児童会 ・委員会活動 ・クラブ活動 ・挨拶運動 ・代表委員会 ・後期児童会本部役員選出	・安全点検
10		・登校指導	・委員会活動 ・クラブ活動 ・挨拶運動 ・代表委員会	・安全点検 ・いじめアンケート (児童・保護者)
11	・避難訓練(消防署・火災) ・クリーン大作戦	・登校指導	※ 町内児童会 ・委員会活動 ・クラブ活動 ・挨拶運動 ・代表委員会	・安全点検
12	・生活アンケート実施 「生活の反省」	・登校指導 ・冬休み前の 生活指導	・委員会活動 ・クラブ活動 ・挨拶運動 ・代表委員会 ○ 町内児童会	・安全点検
1		・登下校指導 ・集団下校	○ 町内児童会 ・委員会活動 ・クラブ活動 ・挨拶運動 ・代表委員会	・安全点検
2	・避難訓練(不審者対応)	・登校指導	・委員会活動(紹介) ・クラブ活動(紹介) ・挨拶運動 ・代表委員会 ・前期児童会本部役員選出	・安全点検 ・いじめアンケート (児童)
3	・生活アンケート実施 「生活の反省」	・登校指導 ・春休み前の 生活指導	・委員会活動 ・クラブ活動 ・代表委員会 ・6年生を送る会 (5年部と共同提案) ○ 町内児童会	・安全点検

※は清掃時間に実施（登校の様子についてのみ話し合う）

(3)生徒指導委員会の構成と役割

本校では、生徒指導委員会という名称で、月2回(第1.3火曜日)に開催する。また、必要に応じて随時開催する。

○構成員

校長・教頭、生徒指導担当、養護教諭、学年主任、専科担任、該当児童担任

○内 容

- ・問題行動・不登校等、学校全体での取組みが必要な課題について、学級担任が1人で抱え込むことがないように、情報の収集・交換を行う。
- ・さまざまな立場の援助者が協力し、情報の共有化、指導の方針、適切な対応策など協議する。
- ・話し合われた内容について、全職員に連絡・報告し、生徒指導目標・学校教育目標達成に向けた取組みを行う。

8.いじめ防止についての具体的な取組内容

(1)未然防止のための取組

○生徒指導の三機能を活かしたわかる授業づくり

- ・日々の授業の中で生徒指導の三機能(自己存在感 自己決定 共感的人間関係)を活かし、一人一人が認められ、個々の個性が大切にされる人権尊重を基盤とした授業づくりを行う。
- ・本郷スタイルを確立し、分かる授業づくり、規律ある学級風土づくりを行う。

○道徳教育の充実

- ・道徳の時間を充実し、価値理解・自分とのかかわり・実践意欲へと道徳的価値を高めていく。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料などを使って道徳の授業を実践する。
- ・児童が、他者や社会、自然との直接的にかかわる体験活動を行うことで、感動する心、共に生きる心を体得していく。

○自己肯定感を高める取組み

- ・児童が互いの良さやがんばりを認める場を各学級や全校行事等の中で設定し、自己肯定感を高めていく。

○自治的活動の充実

- ・児童がめざす姿や目標に向けて、係活動や当番活動などを充実させ、自らが取り組み、評価していく姿勢を養う。
- ・児童会本部役員を中心にした児童会活動を組織し、充実させていく。

○児童実態の把握

- ・学期に一度ずつ定期的にアンケート調査を行い、児童・保護者の思いを把握していく。
- ・児童の欠席日数や、登校時の様子を把握し、迅速に対応する。

(2)早期発見の取組

○日々の観察

- ・授業中はもちろん、休憩時間や放課後等の児童の様子に目を配り、些細な兆候や危険信号を見逃さない。
- ・日記や連絡帳の活用によって、担任と児童・保護者が日ごろから連絡を密にとり、信頼関係を構築する。

○定期的なアンケート調査

- ・学期に一度ずついじめ実態調査アンケートを児童・保護者対象に行い、出てきた実態に応じて個別面談を行い、確実に取り組みを進めていく。

○教育相談の実施

- ・日常生活の中で教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・いじめの相談窓口があること、心の相談員の存在を児童に知らせ、相談しやすい環境づくりをしていく。

(3)いじめへの対処について

対応マニュアルを作成し、問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応する。

○正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から、個々に聴き取り記録する。
- ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

○指導体制・方針決定

- ・緊急にいじめ防止委員会を招集し、指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ・三原市教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

○児童への指導・支援

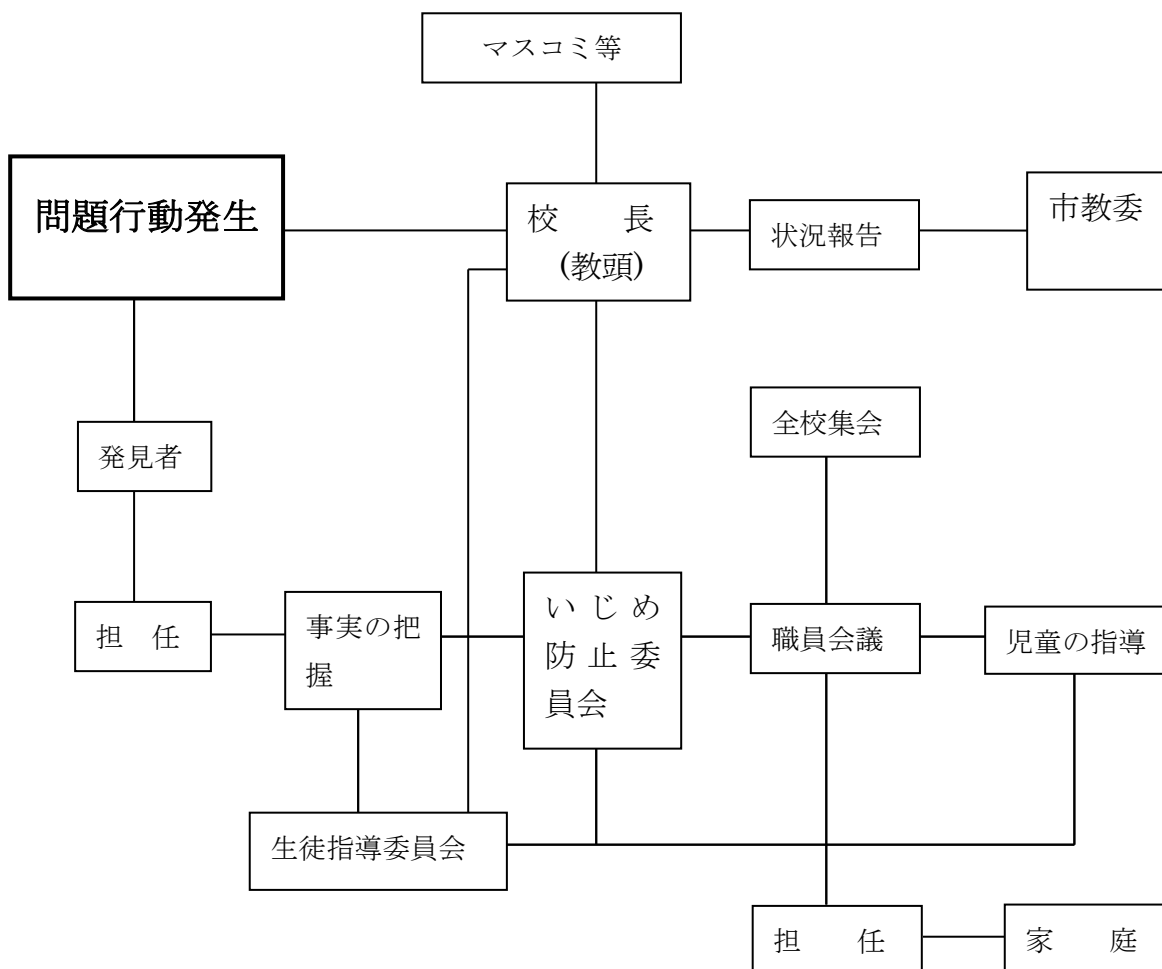
- ・いじめられた児童の保護を行い、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うと共に、「いじめは絶対に許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

○保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。

- ・授業参観や学級懇談会、家庭訪問等を通して、普段から保護者との連携を深める。
- いじめ発生後の対応
- ・継続的に指導・支援を行う。
 - ・カウンセラー等を活用し、児童の心のケアを図る。
 - ・「いじめを決して許さない」学級集団づくりを行っていく。
- ネット上のいじめへの対応
- ・情報モラルに関わる実態調査を行う。
 - ・インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め、授業や実態把握に生かす。
 - ・家庭での指導が不可欠であるため、学習会や学級懇談会のテーマとして位置づけ、家庭でのルールづくりを行う等緊密に連携・協力して双方での指導に努める。

問題行動・いじめ発生時の対応マニュアル



(4)重大事態への対応について

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを

余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- 重大事態が発生した旨を三原市教育委員会に速やかに報告する。
- 三原市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置し、早急に取り組む。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 調査結果については、児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(5)基本方針や取組についての検証・修正について

- 取組のチェックシートを作成し、学期ごとに教職員が評価を行う。成果と課題を明らかにして次学期や次年度に生かしていく。
- 学校評価委員会でいじめ防止に向けての取組の概要を報告し、外部からの客観的な意見を取り組みに生かしていく。

9.教職員の資質能力向上について

- 学期ごとに配慮を要する児童についての関わりについて交流し、児童の実態把握につとめる。
- 学期 2 回のいじめ防止委員会、月 2 回の生徒指導委員会の中で気になる児童の様子について交流していく。
- カウンセリングマインド研修を行い、教職員のカウンセリング技量の向上を図る。
- 校内研修の中でいじめ防止に向けた取組事案の研修を行う。

10.関係機関との連携について

- いじめの事実を確認した場合の三原市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応についての三原市教育委員会の指導・助言等の連携を迅速に行う。
- 地域にある保幼小中高との連携を定期的に行う。
- 事例に応じて、専門機関や相談窓口との連携を密に行っていく。

11.地域や家庭との連携について

- 学校だよりやHP等を通して「本郷小学校いじめ防止基本方針」の周知徹底を図る。
- 学級・学年だよりや学級懇談会を通して、児童の様子を保護者に伝えていく。
- PTA行事や学級懇談会において、いじめに関わる実態調査の結果や日常の様子、指導方針の情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- 児童の体験活動や授業の中に積極的に地域のゲストティーチャーを招聘し、児童と地域の方との交流を進めていく。
- インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。